



風見鶏

発行者 神戸東労働基準協会

〒651-0085 神戸市中央区八幡通3-2-5

(I・N東洋ビル6階(601号))

TEL 078-222-1001

FAX 078-222-6116

発行責任者 高岡 拓史

印刷 コベルコビジネスパートナーズ(株)

兵庫労働安全衛生大会が開催されました

令和7年10月23日、神戸文化ホールにて標記大会が開催され、当協会からは60名が参加。安全衛生表彰式では、県下11事業場、13名(個人)が受賞されました。受賞者の皆様、栄えある受賞、おめでとうございます。

表彰式に続いて、体験発表・事例発表が2社からありました。以下、転倒災害防止に関する取組みについて、概要をご紹介させていただきます。



体験発表・事例発表 三菱重工業(株)様

「エイジフレンドリーの取組み～転倒災害防止活動について～」

- 当社概要：今年で操業120年の同社では長崎造船所に次いで古い造船所。艦艇、原子力発電プラント等の製作。神戸造船所の社員数約4,000人、グループ企業を含めると約7,000人が就業。
- 課題：社員高齢化の急速な進行。現在のピーク年齢は49歳、10年以内にはピーク年齢は60歳へ。転倒災害防止の取組みを更に強化する必要があること。
- 取組み内容・経過
 - 2020年、厚生労働省「エイジフレンドリーガイドライン」策定、「高年齢者雇用安定法」の改正(70歳までの就業機会確保)等を受け、転倒災害のソフト面からの対策を初め、取組み強化の検討を始める。
 - 2022年から「エイジフレンドリーセミナー」を開催する。同セミナーは、60歳定年到達者を対象として、座学：栄養・健康教育、運動：JFEスチール式「安全体力®」機能テスト(7種目：バランス歩行、2ステップ、片脚立ち上がり、握力、腕上げ、上体起こし、座位体前屈)の実施により自身の体力の現状を正しく認識していただくもの。体力機能テストの結果は評価診断書にとりまとめ、リスクの見える化を図り、各項目で評価基準1、2の場合は機能改善プログラムを配布し、レベルに応じた体力維持への取組みを勧める。
 - 座学：栄養では、健康寿命を伸ばすため栄養バランスの良い5色の摂取を勧める等の教育にも取り組まれている。
 - 社内の転倒、腰痛の年代別発生状況等を踏まえ、セミナー対象年齢を60歳定年到達者(59歳、60歳)(2022年～)、次いで50歳到達者(49歳、50歳)(2023年～)と広げ、より若年時からの安全体力維持を図っている。
- 現状：セミナー参加者からも「自分自身の体力を知る良い機会となりました」など好評を得ている。体力維持の取組みの意識づけとして効果が認められている。

これら取組みにより転倒災害防止等に努められ、セミナー開催以降は転倒災害の減少傾向も達成されています。

受賞者の紹介は6P

監督署だより

兵庫県の最低賃金

兵庫労働局

★地域別最低賃金

兵庫県最低賃金	時間額 1,116円 (+ 64)	発効日 令和7年10月4日	★兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。
---------	-------------------------	------------------	---

★特定(産業別)最低賃金

最低賃金の種類	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,158円 (+ 59) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 塗料製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は販売の業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札つけ、検数若しくは選別の業務
鉄鋼業	1,180円 (+ 64) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は販売の業務 ロ 軽易な運搬
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	1,150円 (+ 63) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機器・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は販売の業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラッセル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 ハ 清掃におけるマスキングの業務 ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ホ 材料の送給、洗浄、取扱い、刻印打ち又は結束の業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
電子部品・デバイス・電子回路 製造業、電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	1,117円 (+ 64) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は販売の業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤 若しくは卓上ボール盤その他のこれらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取扱い、選別、部分品の差し・曲げ、切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻締、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検査、袋詰め、箱詰め、取扱い、箱入れ、包装、ラッセル貼り又は値札付けの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
輸送用機械器具製造業	1,188円 (+ 62) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄道車両・同部品・造船業 (2) 船舶製造・修理業・船用機器製造業 (3) 航空機・同附属品製造業 (4) 産業用運搬車両・同部品・附属品製造業 (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) *「自動車・同附属部品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は販売の業務 ロ 塗装におけるマスキングの業務 ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ニ 材料の送給、洗浄、取扱い、刻印打ち又は結束の業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	1,117円 (+ 64) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具・分析機器を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、削り、削い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
自動車小売業	1,116円 改正なし 令和7年10月4日発効	※自動車小売業においては令和7年度の金額改正がなかったことから、令和7年10月4日以降、兵庫県最低賃金(1,116円)が適用されています。	

「織維工業」、「各種商品小売業」は令和7年10月4日から
兵庫県最低賃金(1,116円)が適用されています。

労働基準局広報キャラクター
たしかめん

※ 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は金額の高いものが適用となります(最賃法第6条)。

例: 塗料製造業最低賃金

令和7年11月30日まで 1,099円(現行) < 地域別最低賃金 1,116円 → 地域別最低賃金を適用

令和7年12月1日以降 1,158円(改正後) > 地域別最低賃金 1,116円 → 特定最低賃金を適用



働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金^(※1)と勤務地の
都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう！^(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。^(※2)

A 時間給の方

$$\text{時間給} \quad \text{円} \quad \geq \quad \text{最低賃金額} \quad (\text{時間額}) \quad \text{円}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \quad \text{円} \quad \div \quad \text{1日の平均所定労働時間} \quad \text{時間} \quad = \quad \text{時間額} \quad \text{円} \quad \geq \quad \text{最低賃金額} \quad (\text{時間額}) \quad \text{円}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \quad \text{円} \quad \div \quad \text{1か月の平均所定労働時間} \quad \text{時間} \quad = \quad \text{時間額} \quad \text{円} \quad \geq \quad \text{最低賃金額} \quad (\text{時間額}) \quad \text{円}$$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の要件



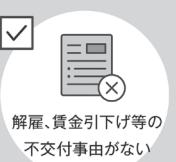
事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金支給までの流れ



1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施



3 実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4 支給
審査



手続きを動画で
チェック！

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら▶ 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(R)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(R7.9)

各種健康診断結果報告書等の提出について（お願い）

神戸東労働基準監督署

労働安全衛生法やじん肺法では、業務に応じた各種健康診断及び心理的な負担を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、その結果等を報告することが規定されています。

下表を参考に、健康診断等の実施とその結果報告の提出状況を確認していただき、提出漏れがあった場合には早急に提出していただきますようお願いします。

なお、令和7年1月1日より定期健康診断結果報告、有機溶剤等健康診断結果報告、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告、心理的な負担を把握するための検査結果等報告、じん肺健康管理実施状況報告は、電子申請が義務化されていますのでご留意ください。

健康診断結果報告の種別 (報告様式)	健康診断の実施と結果報告等の概要
定期健康診断結果報告書 (電子情報処理組織を使用)	健康診断：事業場の業種や労働者数に関わりなく1年以内ごとに1回（特定業務従事者は6月以内ごとに1回）実施。 結果報告：労働者数が50人以上の場合、実施後に遅滞なく提出。
有機溶剤等健康診断結果報告書 (電子情報処理組織を使用)	健康診断：屋内作業場等において有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して6月以内ごとに1回実施。（ばく露の程度が低い場合は1年以内ごとに1回実施・令和5年4月1日施行） 結果報告：事業場の労働者数に関わりなく、実施後に遅滞なく提出。
鉛健康診断結果報告書 (鉛則様式第3号)	健康診断：鉛等を取扱う業務等に常時従事する労働者に対して6月以内ごとに1回実施。（ばく露の程度が低い場合は1年以内ごとに1回実施・令和5年4月1日施行） 結果報告：事業場の労働者数に関わりなく、実施後に遅滞なく提出。
特定化学物質健康診断結果報告書 (特化則様式第3号)	健康診断：特定化学物質（第一類物質、第二類物質）を取扱う業務等に常時従事する労働者に対して6月以内ごとに1回実施。（特別管理物質等を除き、ばく露の程度が低い場合は1年以内ごとに1回実施・令和5年4月1日施行）また、一部の物質については、過去に従事させたことのある労働者にも実施。 結果報告：事業場の労働者数に関わりなく、実施後に遅滞なく提出。
電離放射線健康診断結果報告書 (電離則様式第2号)	健康診断：放射線業務に常時従事し、管理区域に立ち入る労働者に対して6月以内ごとに1回実施。 結果報告：事業場の労働者数に関わりなく、実施後に遅滞なく提出。
石綿健康診断結果報告書 (石綿則様式第3号)	健康診断：石綿等を取扱う業務等に常時従事する労働者に対して6月以内ごとに1回実施。また、過去に従事させたことのある労働者にも実施。 結果報告：事業場の労働者数に関わりなく、実施後に遅滞なく提出。
指導勧奨による特殊健康診断結果報告書 (帳票番号80309)	健康診断：行政通達により、騒音作業、VDT作業、振動工具取扱い業務、重量物取扱い業務、その他24の業務について健康診断を実施することが示されています。 結果報告：事業場の労働者数に関わりなく、実施後に遅滞なく提出。
有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書 (電子情報処理組織を使用)	健康診断：塩酸、硝酸、硫酸等を発散する場所における業務に常時従事する労働者に対して6月以内ごとに1回実施。 結果報告：事業場の労働者数に関わりなく、実施後に遅滞なく提出。
心理的な負担を把握するための検査結果等報告書 (電子情報処理組織を使用)	検査実施：業種に関わりなく常時50人以上の労働者を使用する事業場は1年以内ごとの1回実施。（50人未満事業場は努力義務） 結果報告：労働者数が50人以上の場合、1年以内ごとに1回定期に提出。

じん肺健康管理実施状況報告 (電子情報処理組織を使用)	健康診断：常時粉じん作業に従事する労働者、常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で管理2又は管理3である労働者に対して実施。実施頻度は下表のとおりです。	
	①現に粉じん作業に従事する管理1の者	3年以内ごと
	②粉じん作業に従事させたことのある管理2の者	
	①現に粉じん作業に従事する管理2又は管理3の者	1年以内ごと
	②粉じん作業に従事したことのある管理3の者	
	報 告：この報告は、健康診断結果報告ではなく、当年1月から12月のじん肺に関する健康管理の実施状況を12月末日現在で取りまとめ、翌年2月末日までに事業場の労働者数に関わりなく提出するものであり、健康診断を実施しなかった年にも提出する必要があります。	

※各種健康診断結果報告書等が未提出の場合には、労働基準監督署から提出の督促を行うことがあります。

令和7年度 年末年始無災害運動

期間：令和7年12月1日(月)～令和8年1月15日(木)

【運動標語】 「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で55回目を迎えます。

中央労働災害防止協会において「令和7年度 年末年始無災害運動実施要領」が策定され、年末12月1日から新年1月15日までが実施期間となっています。

『年末年始無災害運動実施要領』に期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。特に年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の非定常作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

会員の皆様におかれましては、実施要領にある事業場の実施事項の積極的な取り組みをお願いします。



〔年末年始無災害運動リーフレット〕

Digitized by srujanika@gmail.com

(協会事務局から)

神戸東地区安全衛生大会 「安全衛生相談コーナー」開設のお知らせ

令和8年1月14日開催の神戸東地区安全衛生大会では、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会兵庫支部様のご協力により「安全衛生相談コーナー」を開設します。ご専門の労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント(国家資格)がご相談に応じますので、安全衛生の改善・向上にご活用ください(相談無料、予約不要)。例えばこんなお悩みありませんか。

- ・毎月の衛生委員会がマンネリ化している。もっと活性化を図りたい。
 - ・社員の高齢化に伴い、転倒防止のため設備の改善をしたいが、活用できる助成金制度はありますか。

～兵庫労働基準連合会長表彰受賞者のご紹介～

【優良事業場(安全関係)】 鈴木薄荷株式会社 様

この度、令和7年度兵庫基準連合会会長表彰において、「安全関係優良事業場」として表彰を受けました。

このような栄誉ある賞を賜りましたことは、誠に光栄であり、日頃より安全衛生活動にご理解とご協力をいただいている全ての関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

当社は、薄荷専業メーカーとして、医薬品や食品など多くの分野で使用される薄荷原料を製造しております。

今回の受賞は、社員一人ひとりが「安全はすべてに優先する」という理念のもと、日々安全意識を高く持ち、継続的に安全衛生活動に取り組んできた成果であると考えております。

今後も本受賞を励みとし、安全文化のさらなる定着と職場環境の一層の向上に努め、安心して働く職場づくりを推進してまいります。

引き続き、貴協会並びに関係各位のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



鈴木薄荷(株)様

【安全衛生功績賞】 岩下 健二 様(株式会社 ノザワ 本社)

この度、令和7年度兵庫労働安全衛生大会において、安全衛生功績賞を受賞させて頂き、厚く御礼を申し上げます。

私は(株)ノザワに入社し、約30年工場勤務を経て、ノザワ本社安全衛生担当となり17年目を迎えました。

今回表彰頂けたのは、先輩・同僚からの御指導と御協力があったからだと思っています。皆様方には、心より感謝いたします。

また、兵庫県RSTトレーナー会に席をおいており、安全衛生について改めて、学んでおります。

現在は安全衛生関係の階層別教育・特別教育・安全パトロールを主に取り組んでいます。

弊社の安全衛生管理方針の基本理念は『一人ひとりの人間を尊重し、全員参加で高い安全衛生文化圏をつくろう』です。

今回の受賞を励みとして、より一層の高い安全衛生文化圏を目指します。

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願いいたします。ご安全に！



(株)ノザワ 岩下氏

令和7年度 労務部会 第2回 労務管理研修会等のお知らせ

標記研修会を開催します。詳細は同封の案内を参照願います。

テーマ：『労働安全衛生法の改正による「高年齢労働者の労働災害防止の推進」(努力義務)について』(*開催日時点の最新情報になります)

講 師：神戸労務あんぜんオフィス 社会保険労務士 倉田 直 氏

日 時：令和8年2月18日(水) 15:10～16:30頃

会 場：神戸市立中央区文化センター 11階 1103 + 1104号室

*詳細は、同封の開催案内を参照願います。

なお、標記研修会に併せて(一社)アシストスーツ協会様のご協力により同協会加入の数社のアシストスーツ製品を体験できる「アシストスーツ出張体験会」を開催します(参加無料)。こちらも同封の開催案内を参照願います。

.....

「ハラスメント相談担当者研修」のご案内

ハラスメントの無い誰もが働きやすい職場環境を作りましょう。ハラスメント防止措置として、相談窓口を整備し、相談担当者に対する教育・研修等の体制整備を図りましょう。本研修では、相談担当者等向けに、ハラスメント対策の基本、相談窓口の重要性、相談の流れ、相談を受けたときに配慮すべきポイント、「傾聴」スキル等を解説します。相談担当者、人事労務担当者等、ぜひご参加ください。(参加有料)

日 時：令和8年2月20日(金) 13:30～16:30

会 場：神戸市立中央区文化センター

内 容：ハラスメントの実態、相談窓口の必要性、相談対応の

基礎知識、相談の流れ、身に付けてほしい「傾聴」スキル等。

詳細は神戸東協会HP「講習会・教育・研修会」をご参照(info@kobe-higashi.com)



事務局だより

令和7年12～令和8年1月度の技能講習などの予定です。

詳細は、当協会HP(<https://kobeigashi.com>)をご参照ください。

技能講習等は、長年の実績を有する当協会主催の技能講習等を是非ご利用ください。

随時受け付けいたします。ただし定員になり次第締め切ります。

実施機関	講習名	実施月日	会場	受講料(1名につき)
神戸東事務所	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	12月3日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	12,870円
	フォークリフト運転技能講習	1月7・8日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	37,950～41,250円
		1月10,11,12日	(株)神戸港国際流通センター	
神戸東労働基準協会	ガス溶接技能講習	1月23・24日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	17,380円
	第一種衛生管理者受験準備講習(休日)	12月7・13日	兵庫県中央労働センター	26,400円
	化学物質管理者講習(6H)	12月8日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	19,580～23,980円
	フルハーネス特別教育	12月9日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	9,240～11,440円
	アーク溶接等業務特別教育	12月10・11日	神戸東労働基準協会 研修室	19,140～21,340円
		12月13日	神戸線条工場内 コベルコ E&M	
	リスクアセスメント担当者研修会	12月16日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	10,230～12,430円
	低圧電気取扱い業務特別教育	12月18日	神戸東労働基準協会 研修室	17,050～19,250円
		12月20日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場	
	職長教育	12月23・24日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	13,530～15,730円
	職長・安全衛生責任者教育			17,050～19,250円
神戸東労働基準協会	第一種衛生管理者受験準備講習(休日)	1月10・12日	兵庫県中央労働センター	26,400円
	酸素欠乏症防止特別教育	1月21日	神戸東労働基準協会 研修室	8,250～10,450円
	テールゲートリフター特別教育	1月21日	港湾短大 神戸校	16,610～18,810円
	危険予知訓練研修	1月27日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	8,030～10,230円
	保護具着用管理責任者教育	1月28日	神戸東労働基準協会 研修室	16,500～19,800円
	自由研削用といし特別教育	1月29日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	9,020～11,220円
	粉じん作業従事者特別教育	1月30日	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティセンター	8,030～10,230円

編集後記

今年も早や12月、「年末年始無災害運動」の時期となりました。今回の運動標語は

「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進
になります(5P記事参照)。

慌ただしい時期となりますので、安全最優先で作業を進められ、無事故・無災害で新年を迎えましょう。

新年早々1月14日には、新年祈願祭・神戸東地区安全衛生大会を開催します。
新年「無事故の発進」にあたり、多数ご参加いただきますようお願いします。